

実印と銀行印は安心して使用できます。 「実印」、「銀行印」をお求めのお客様へ

内閣府は、「不要な押印は無くす」としているにも関わらず、報道では、「すべての押印を無くす」「ハンコは不要」と誤った報道がなされています。

これによって国民に対して、不安と動揺を与えています。
正しい理解をして頂きたくご案内いたします。

官公庁の押印廃止

河野行政改革担当大臣が毎日のようにマスコミを通じて「官公庁で使うハンコは全部無くす！」との発言がありました。しかしその発言により誤解を生じていることから、加藤官房長官から「役所に申請する書類への『押印廃止』と、業務で『押印』が必要でない書類は、『押印』を止めるが、『印鑑証明』が必要な書類は当然残します。実印制度が無くなることはありません。」と定例記者会見にて発表されました。(2020年10月8日および11月5日)

会社と個人の認証（実印・銀行印）

会社と個人の認証については、様々な契約を行う時には必ず「本人の認証」が必要になります。そのような理由もあり、印鑑登録制度は確実に残っていきます。

今後、認印は減少傾向が進むものと考えられますが、権利や財産を守るための実印や、銀行口座を作るための銀行印には、まだまだ大きな役割があり、安心して使用できます。

(実印の有効性は民事訴訟法第228条4項で定められています。)



実印や銀行印など 重要な契約に使用する印章は 今後も変わらず必要です。

政府の行政改革推進における「脱ハンコ」とは、
手続きの簡素化、電子化等により押印を
不要とすることであり、印章業界は
国民の利益に資する本政策に賛成します。

しかし「印鑑証明」が必要とされる手続きは存続し、
印鑑登録制度（実印）が無くなることはありません。

自身の権利や財産を守る、重要な
ハンコは今後も使われ続けます。



公益社団法人 全日本印章業協会

<http://www.inshou.or.jp>

